

反社会的勢力排除に関する覚書

株式会社クライスト・アドヴァン(以下、「甲」という)と (以下、「乙」という)とは、甲乙間において締結済み及び今後締結される一切の契約(当該契約が基本契約の場合、これに基づき締結し又は今後締結される個別契約を含む。以下、合わせて「対象契約」という)に関して以下のとおり反社会的勢力排除に関する覚書(以下、「本覚書」という)を締結する。

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲及び乙(それぞれ法人の場合は、その役員、執行役員等の重要な使用人及び主要株主を含む。以下同じ)が、次の各号のいずれの者(以下、「反社会的勢力」という)にも過去5年間及び現在該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団関係企業(暴力団が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力もしくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう)

④暴力団準構成員

⑤総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団(前記以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう)等

⑥その他前各号に準ずる者

(詐術・暴力行為等)

第2条 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、対象契約に関し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用い、又は法的な責任を超えた不当な要求などを行わないことを確約します。

(利用・業務委託先)

第3条 甲及び乙は、対象契約にかかる業務の遂行にあたって、反社会的勢力を利用せず、また同勢力への業務委託(再委託以降を含みます)を行わないことを確約します。

(助長行為・取引関係)

第4条 甲及び乙は、反社会的勢力に該当することを認識しながら、同勢力に対して出資、貸付、資金もしくは役務の提供を行わず、又は取引関係を有しないことを確約します。

(対象契約の解除)

第5条 甲及び乙は、相手方が第1条から第4条のいずれかに違反した場合には、相手方に対し勧告することなく直ちに対象契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項による解除は、解除を行った当事者が被った損害につき相手方に対し損害賠償を請求することを防げません。

3 第1項による解除により相手方に損害が生じても、解除を行った当事者はこれを一切賠償する責任を負いません。

以上、本覚書の成立を証して、本書2通を作成し甲・乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道札幌市中央区南5条西1丁目1-12
ヒカリビル8階
株式会社クライスト・アドヴァン
代表取締役 堀 健一 印

乙

印